

## 清泉女学院大学 人間学部研究紀要に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、清泉女学院大学（以下「本学」という。）の教員及び助手の研究成果を公表する研究紀要（以下「紀要」という。）を発行するために、学部ごとに設置する紀要編集委員会（以下「委員会」という。）および紀要投稿と発行に関するガイドラインを定める。

(委員会の構成)

**第2条** 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。  
2 委員長及び委員は、学長が任命する。  
3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(内容)

**第3条** 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 紀要の発行に関する事項
- (2) 紀要の投稿・掲載に関する事項

(紀要の発行)

**第4条** 紀要の発行と掲載については次のとおりとする。

- (1) 紀要の発行は学部ごとに行う。
- (2) 原則として毎年1回発行し、清泉女学院リポジトリ上に公開するものとする。
- (3) 投稿原稿の掲載採否は、本学「研究倫理規程」に基づき紀要編集委員会で行う。

(投稿資格)

**第5条** 紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学助手
- (3) 本学専任教員または助手と共同研究した者  
なお、この場合、本学専任教員または助手が代表者となり連名とする。

(原稿の要件)

**第6条** 紀要に投稿できる原稿は、未発表の原稿で査読を受けることを要する。

(出版権利用の許諾)

**第7条** 原稿を投稿するものは、清泉女学院大学に対し、当該原稿に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

### 附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

清泉女学院大学 研究紀要投稿等に関する内規は、平成27年3月31日をもって廃止する。

この規程の一部改正は、2019年4月1日より施行する。

この規程の一部改正は、2020年4月1日より施行する。

この規程の一部改正は、2020年11月30日より施行する